

(案)

堺市議会会議規則新旧対照表

現 行	改 正 案
目次	目次
第1章 総則 (第1条-第12条)	第1章 総則 (第1条-第12条)
第2章 議案及び動議 (第13条-第18条)	第2章 議案及び動議 (第13条-第18条)
第3章 議事日程 (第19条-第21条)	第3章 議事日程 (第19条-第21条)
第4章 選挙 (第22条-第30条)	第4章 選挙 (第22条-第30条)
第5章 議事 (第31条-第44条)	第5章 議事 (第31条-第44条)
第6章 <u>発言 (第45条-第60条)</u>	第6章 <u>発言 (第45条-第59条)</u>
第7章 <u>委員会 (第61条-第74条)</u>	第7章 <u>委員会 (第60条-第73条)</u>
第8章 <u>表決 (第75条-第85条)</u>	第8章 <u>表決 (第74条-第84条)</u>
第9章 <u>請願 (第86条-第91条)</u>	第9章 <u>請願 (第85条-第90条)</u>
	第10章 <u>公聴会及び参考人 (第91条-第97条)</u>
第10章 <u>秘密会 (第92条・第93条)</u>	第11章 <u>秘密会 (第98条・第99条)</u>
第11章 <u>辞職及び資格の決定 (第94条-第97条)</u>	第12章 <u>辞職及び資格の決定 (第100条-第103条)</u>
第12章 <u>規律 (第98条-第106条)</u>	第13章 <u>規律 (第104条-第112条)</u>
第13章 <u>懲罰 (第107条-第113条)</u>	第14章 <u>懲罰 (第113条-第119条)</u>
第14章 <u>会議録 (第114条-第117条)</u>	第15章 <u>会議録 (第120条-第123条)</u>
第15章 <u>議員の派遣 (第118条)</u>	第16章 <u>議員の派遣 (第124条)</u>
第16章 <u>補則 (第119条)</u>	第17章 <u>補則 (第125条)</u>
附則	附則
(会期中の閉会)	(会期中の閉会)
第6条 会議に付議された事件をすべて議了したときは、会期中でも議会の議決で閉会することができる。	第6条 会議に付議された事件を <u>全て</u> 議了したときは、会期中でも議会の議決で閉会することができる。
(会議時間)	(会議時間)
第8条 会議は、午前10時から午後5時までとする。ただし、議会の議決により、又	第8条 会議は、午前10時から午後5時までとする。ただし、議会の議決により、又

(案)

現 行	改 正 案
は議長において必要があると認めて会議に宣告することにより、 <u>繰上</u> 又は延長することができる。	は議長において必要があると認めて会議に宣告することにより、 <u>繰り上げ</u> 、又は延長することができる。
2 略	2 略
3 略	3 略
(開票及び投票の効力)	(開票及び投票の効力)
第28条 略	第28条 略
2 略	2 略
3 投票の効力は、立会人の意見を <u>聞いて</u> 議長が決定する。	3 投票の効力は、立会人の意見を <u>聴いて</u> 議長が決定する。
(議案等の説明、質疑及び委員会付託)	(議案等の説明、質疑及び委員会付託)
第34条 会議に付する事件は、 <u>第88条</u> (請願の委員会付託)に規定する場合を除き、会議において提出者の説明を <u>聞き</u> 、議員の質疑があるときは質疑の後、議長が所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、常任委員会に係る事件は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。	第34条 会議に付する事件は、 <u>第87条</u> (請願の委員会付託)に規定する場合を除き、会議において提出者の説明を <u>聴き</u> 、議員の質疑があるときは質疑の後、議長が所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、常任委員会に係る事件は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。
2 略	2 略
3 略	3 略
(付託事件を議題とする時期)	(付託事件を議題とする時期)
第35条 委員会に付託した事件は、 <u>第74条</u> (委員会報告書)の規定による報告書の提出を待つて議題とする。	第35条 委員会に付託した事件は、 <u>第73条</u> (委員会報告書)の規定による報告書の提出を待つて議題とする。
(委員長及び少数意見の報告)	(委員長及び少数意見の報告)
第36条 略	第36条 略
2 <u>第73条</u> (少数意見の留保)第2項の規定による手続を行った者は、前項の報告に次いで少数意見の報告をすることができる。この場合において、少数意見が2個以上あるときの報告の順序は、議長が定め	2 <u>第72条</u> (少数意見の留保)第2項の規定による手続を行った者は、前項の報告に次いで少数意見の報告をすることができる。この場合において、少数意見が2個以上あるときの報告の順序は、議長が定め

(案)

現 行	改 正 案
<p>る。</p> <p>3 略</p> <p>4 略</p> <p>(発言の許可等)</p> <p>第45条 発言は、<u>すべて</u>議長の許可を得た後、登壇してしなければならない。ただし、簡易な事項については、議席で発言することができる。</p> <p>2 略</p> <p>(発言の通告をしない者の発言)</p> <p>第47条 発言の通告をしない者は、通告した者が<u>すべて</u>発言を終わった後でなければ発言を求めることができない。</p> <p>2 略</p> <p>(発言内容の制限)</p> <p>第50条 発言は、<u>すべて</u>簡明にし、議題外にわたり、又はその範囲を超えてはならない。</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p> <p><u>(質疑の回数)</u></p> <p>第51条 <u>質疑は、同一議員につき、同一議題について3回を超えることができない。ただし、特に議長の許可を得たときは、この限りでない。</u></p> <p>第52条～第58条 略</p> <p>(準用規定)</p> <p>第59条 質問については、<u>第51条(質疑の回数)及び第55条(質疑又は討論の終結)</u>の規定を準用する。</p>	<p>る。</p> <p>3 略</p> <p>4 略</p> <p>(発言の許可等)</p> <p>第45条 発言は、<u>全て</u>議長の許可を得た後、登壇してしなければならない。ただし、簡易な事項については、議席で発言することができる。</p> <p>2 略</p> <p>(発言の通告をしない者の発言)</p> <p>第47条 発言の通告をしない者は、通告した者が<u>全て</u>発言を終わった後でなければ発言を求めることができない。</p> <p>2 略</p> <p>(発言内容の制限)</p> <p>第50条 発言は、<u>全て</u>簡明にし、議題外にわたり、又はその範囲を超えてはならない。</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p> <p>【削除】</p> <p>第51条～第57条 略(繰上げ)</p> <p>(準用規定)</p> <p>第58条 質問については、<u>第54条(質疑又は討論の終結)</u>の規定を準用する。</p>

(案)

現 行	改 正 案
<p><u>第60条～第63条</u> 略</p> <p>(委員外議員の発言)</p> <p><u>第64条</u> 委員会は、審査又は調査中の事件について、必要があると認めるときは、委員でない議員に対し、その出席を求めて説明又は意見を<u>聞く</u>ことができる。</p> <p>2 略</p>	<p><u>第59条～第62条</u> 略 (繰上げ)</p> <p>(委員外議員の発言)</p> <p><u>第63条</u> 委員会は、審査又は調査中の事件について、必要があると認めるときは、委員でない議員に対し、その出席を求めて説明又は意見を<u>聴く</u>ことができる。</p> <p>2 略</p>
<p><u>第65条～第69条</u> 略</p> <p>(所管事務等の調査)</p> <p><u>第70条</u> 略</p> <p>2 議会運営委員会が<u>法第109条の2第4項</u>に規定する調査をしようとするときは、前項の規定を準用する。</p>	<p><u>第64条～第68条</u> 略 (繰上げ)</p> <p>(所管事務等の調査)</p> <p><u>第69条</u> 略</p> <p>2 議会運営委員会が<u>法第109条第3項</u>に規定する調査をしようとするときは、前項の規定を準用する。</p>
<p><u>第71条～第84条</u> 略</p> <p>(表決の順序)</p> <p><u>第85条</u> 略</p> <p>2 略</p> <p>3 修正案が<u>すべて</u>否決されたときは、原案について表決を採る。</p>	<p><u>第70条～第83条</u> 略 (繰上げ)</p> <p>(表決の順序)</p> <p><u>第84条</u> 略</p> <p>2 略</p> <p>3 修正案が<u>全て</u>否決されたときは、原案について表決を採る。</p>
<p><u>第86条～第91条</u> 略</p> <p>(新設)</p>	<p><u>第85条～第90条</u> 略 (繰上げ)</p> <p><u>第10章 公聴会及び参考人</u> <u>(公聴会開催の手續)</u></p> <p><u>第91条</u> 会議において公聴会を開く議決があつたときは、議長は、その日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を公示する。 <u>(意見を述べようとする者の申出)</u></p> <p><u>第92条</u> 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書であらかじめその理由</p>

(案)

現 行	改 正 案
	<p><u>及び案件に対する賛否を、議長に申し出なければならない。</u></p> <p><u>(公述人の決定)</u></p> <p><u>第93条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等（以下「公述人」という。）は、前条の規定によりあらかじめ申し出た者（以下「意見申出者」という。）及びその他の者の中から、議会において定め、本人にその旨を通知する。</u></p> <p><u>2 意見申出者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方に偏らないように公述人を選ばなければならない。</u></p> <p><u>(公述人の発言)</u></p> <p><u>第94条 公述人が発言しようとするときは、議長の許可を得なければならない。</u></p> <p><u>2 公述人の発言は、その意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはならない。</u></p> <p><u>3 公述人の発言がその範囲を超え、又は公述人に不穏当な言動があるときは、議長は、発言を制止し、又は退席させることができる。</u></p> <p><u>(議員と公述人の質疑)</u></p> <p><u>第95条 議員は、公述人に対して質疑することができる。</u></p> <p><u>2 公述人は、議員に対して質疑をすることができない。</u></p> <p><u>(代理人又は文書による意見の陳述)</u></p> <p><u>第96条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を掲示することができない。ただし、議会が特に許可した場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>(参考人)</u></p> <p><u>第97条 会議において参考人の出席を求</u></p>

(案)

現 行	改 正 案
<p>第10章 秘密会 第92条・第93条 略</p> <p>第11章 辞職及び資格の決定 第94条～第97条 略</p> <p>第12章 規律 第98条～第105条 略</p> <p>(議長の秩序保持権) 第106条 <u>すべて規律に関する問題は、議長が定める。ただし、議長は、必要があると認めるときは、討論を用いないで会議に諮って決める。</u></p> <p>第13章 懲罰 (懲罰動議の提出) 第107条 略</p> <p>2 前項の動議は、懲罰事犯があった日から起算して3日以内に提出しなければならない。ただし、<u>第93条</u> (秘密の保持) 第2項の違反に係るものについてはこの限りでない。</p> <p>第108条～第113条 略</p> <p>第14章 会議録 第114条・第115条 略</p>	<p><u>める議決があったときは、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。</u></p> <p><u>2 参考人については、前3条の規定を準用する。</u></p> <p>第11章 秘密会 第98条・第99条 略 (繰下げ)</p> <p>第12章 辞職及び資格の決定 第100条～第103条 略 (繰下げ)</p> <p>第13章 規律 第104条～第111条 略 (繰下げ)</p> <p>(議長の秩序保持権) 第112条 <u>全て規律に関する問題は、議長が定める。ただし、議長は、必要があると認めるときは、討論を用いないで会議に諮って決める。</u></p> <p>第14章 懲罰 (懲罰動議の提出) 第113条 略</p> <p>2 前項の動議は、懲罰事犯があった日から起算して3日以内に提出しなければならない。ただし、<u>第99条</u> (秘密の保持) 第2項の違反に係るものについてはこの限りでない。</p> <p>第114条～第119条 略 (繰下げ)</p> <p>第15章 会議録 第120条・第121条 略 (繰下げ)</p>

(案)

現 行	改 正 案
<p>(会議録に掲載しない事項)</p> <p><u>第116条</u> 前条の会議録には、秘密会の議事並びに議長が取消しを命じた発言及び<u>第60条</u>（発言の取消し又は訂正）の規定により取り消した発言は、掲載しない。</p> <p><u>第117条</u> 略</p> <p><u>第15章</u> 議員の派遣</p> <p><u>第118条</u> 略</p> <p><u>第16章</u> 補則</p> <p><u>第119条</u> 略</p>	<p>(会議録に掲載しない事項)</p> <p><u>第122条</u> 前条の会議録には、秘密会の議事並びに議長が取消しを命じた発言及び<u>第59条</u>（発言の取消し又は訂正）の規定により取り消した発言は、掲載しない。</p> <p><u>第123条</u> 略（繰下げ）</p> <p><u>第16章</u> 議員の派遣</p> <p><u>第124条</u> 略（繰下げ）</p> <p><u>第17章</u> 補則</p> <p><u>第125条</u> 略（繰下げ）</p> <p>附 則</p> <p>この規則は、公布の日から施行する。ただし、<u>第70条</u>第2項の改正規定中「<u>法第109条</u>の2第4項」を「<u>法第109条</u>第3項」に改める部分は、地方自治法の一部を改正する法律（平成24年法律第72号）附則第1条ただし書に規定する政令で定める日から施行する。</p>